

令和7年4月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和7年4月25日（金）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時35分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員
教育局長 篠田 寛
県立高校改革担当局長 田熊 徹
副局長 田村 暢
教育参事監（働き方改革担当） 濱田 啓太郎
教育参事監（学校教育担当） 増田 年克
総務室長 宮田 一男
行政部長 高安 賢昌
支援部長 八矢 信宏
企画調整担当課長 鈴木 鎮夫
管理担当課長 高橋 慶吏
県立高校改革担当課長 原田 賢
行政課長 飯田 馨
参事兼高校教育課長 渡貫 由季子
子ども教育支援課長 本間 隆司
学校支援課長 吉野 哲也
- 7 提出議題 次葉のとおり

教育委員会 4 月臨時会 会議日程

日時 令和 7 年 4 月 25 日（金） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

- | | |
|-----------|--|
| 臨教第 6 号議案 | 令和 8 年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第 7 号議案 | 令和 8 年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第 8 号議案 | 令和 8 年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について |
| 臨教第 9 号議案 | 令和 7 年第 2 回県議会定例会への提案に係る申出について |

日程第 2

- | | |
|--------|--------------------------|
| 報第 3 号 | 神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について |
|--------|--------------------------|

2 協議・報告事項

- | | |
|------|---|
| 報告 1 | 令和 6 年度卒業式及び令和 7 年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について |
| 報告 2 | 教育委員会不祥事防止取組方針について |

教育委員会 4 月臨時会 会議録

- 教育長 ただいまから教育委員会 4 月臨時会を開会いたします。
- 本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第 3 項に定める定足数に達しておりまして、有効に成立をしております。
- 本日の会議録署名委員ですけれども、下城委員を指名させていただきますので、よろしく願います。
- 下城委員 (了解)
- 教育長 本日の議題ですけれども、日程第 1 として「令和 8 年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」ほか 3 件の付議案件があります。
- また、日程第 2 として「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について」の報告案件があります。
- さらに、協議・報告事項として「令和 6 年度卒業式及び令和 7 年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」ほか 1 件の報告があります。
- お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第 1 の臨教第 9 号議案は、知事への申出に関する案件であります。よって、地教行法第14条第 7 項ただし書及び会議規則第 35条第 1 項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
- それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思います。
- また、日程第 1 の臨教第 6 号議案から臨教第 8 号議案までの各議案は関連する案件ですので、続けて説明を受けた後に、一括して質疑を行うこととしたいと思います
が、ご異議はございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
- それでは、会議規則第22条の 2 の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。
- 下城委員 それでははじめに、日程第 1 の臨教第 6 号議案から臨教第 8 号議案までの各議案に入ります。

臨教第 6 号議案	令和 8 年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について
臨教第 7 号議案	令和 8 年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について
臨教第 8 号議案	令和 8 年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について
説明者 渡貫高校教育課長	

高校教育課長 ファイル01「第 6 号議案」をご覧ください。「令和 8 年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」です。これは、令和 8 年度の神奈川県立の高等学校の生徒募集に係る基本方針として要綱を制定いたしたく、提案するものです。

同じく、ファイル02「第 7 号議案」は、県立海洋科学高校の専攻科について、同様の趣旨から要綱を制定するものです。

同じく、ファイル03「第 8 号議案」は、令和 8 年度神奈川県立の中等教育学校について、同様の趣旨から要綱を制定するものです。第 6 号議案、第 7 号議案及び第 8 号議案について、併せてご説明します。

第 6～8 号議案の概要について、ファイル01-2「臨教第 6～8 号議案関係」をご覧ください。これらの議案は、令和 8 年度県立高等学校の入学者募集、専攻科の入学者募集及び中等教育学校の入学者募集の基本方針となる要綱を制定するもので、「年度定め」としているものです。「Ⅰ 令和 8 年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」ですが、最初に、資料の「日程」についてご覧ください。

「(1)」から「(4)」は、募集の区分ごとに日程をお示ししています。資料に記載はありませんが、日程を決めるにあたりまして、考え方をご説明します。私立高校の検査日を考慮すること、公立中学校の卒業式の日程を確保すること、さらに共通選抜学力検査日について月曜日以外とするなどを勘案して決定しています。「(1)」追検査の期日については、共通選抜の学力検査から少なくとも中 5 日を確保することから 2 月 24 日実施としました。「(2)」定通分割選抜の学力検査日は、月曜日となっていますが、曜日の並びの関係で、月曜日実施を避けた場合、合格発表日を 3 月 23 日まで繰り下げざるを得ず、中学生の進路決定にも影響を与えることから、定通分割選抜のみ 3 月 16 日（月）実施としました。

なお、令和 7 年度入学者選抜から、定通分割選抜については、午後からの実施となっています。また、神奈川県立の中等教育学校及び横浜市立、川崎市立中高一貫校の検査日となっている 2 月 3 日を募集期間及び志願変更期間から外しております。

続きまして、2/7 ページをご覧ください。「2」は、令和 8 年度に大井高等学校と再編・統合となる、小田原城北工業高等学校を「中・県西地域普通科・専門学科併置校」としたものです。

「3」は、在県外国人等特別募集を実施する高校として、新たに磯子工業高等学校（全日製の課程機械科・電気科・建設科・化学科）を追加するものです。理由ですが、在県外国人等特別募集の倍率は、令和 7 年度入学者選抜では全体で 1.27 倍と高く

なっています。一方で、横浜南西地域には、県立の在県外国人等特別募集を実施する高校は、表の上から2番目の全日制横浜清陵高等学校・下から2番目の定時制横浜明朋高等学校しかありません。磯子工業高校は、これまでも多文化教育コーディネーターを配置しているなど、外国につながるのある生徒への支援実績があります。これまで専門学科において在県外国人等特別募集は実施していませんでしたが、他の自治体の状況を見ても、千葉県・東京都・愛知県などでは全日制の工業科で、在県外国人の特別募集を行っており、本県においても産業人材の育成にもつなげていきたいと考えております。

続いて、3/7ページをご覧ください。「4」は、中途退学者募集を行う高校から、再編・統合により募集停止が決定されている「麻生総合高等学校」を削除しました。

「5」は、単位制による定時制の課程（多部制）について、学校名の表記にしたものです。

続きまして、4/7ページをご覧ください。「6」は、クリエイティブスクール5校のうち、令和8年度に小田原城北工業高等学校と再編・統合となる、大井高等学校を「中・県西地域普通科・専門学科併置校」、同じく麻生総合高等学校と再編・統合となる、田奈高等学校を「横浜北東・川崎地域単位制総合学科クリエイティブスクール」としたものです。

続きまして、5/7ページをご覧ください。「7」は、相模向陽館高等学校における追検査において、学力検査若しくは作文の全て又は特色検査を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施することを追加したものです。相模向陽館高等学校では、学力検査と特色検査を行っていますが、学校の設置趣旨を踏まえた選抜を行うことから、追検査対象者についても特色検査を実施することとします。

「8」は、「5」と同じく、単位制による定時制の課程（多部制）について、学校名の表記にしたものです。

次に、6/7ページの「Ⅱ 令和8年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について」をご覧ください。「1」は、募集期間と学力検査の期日、合格者の発表の期日を変更したものです。

「2」は、令和8年4月1日に予定されている学科名に変更したものです。

最後に、7/7ページの「Ⅲ 令和8年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」をご覧ください。「1」は、募集期間と適正検査の期日、合格者の発表の期日を変更したものです。

以上で臨教第6号、7号及び8号議案の説明を終わります。これら三つの議案については、本日議決をいただきましたら、横浜市、川崎市及び横須賀市の教育委員会と調整の上、「令和8年度神奈川県公立高等学校入学選抜について」として、4月30日に報道あて、参考資料送付を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いします。

笠原委員

この内容については、特段何か意見があるということではないのですが、外国につ

ながりのある生徒の方々の入学者選抜にあたって、昨年度、紙ではなくインターネット出願システムによる出願になりました。そのことによって、中学校側から何か課題というか、高等学校の方に相談があったのかどうか。例えば、家庭にパソコンがあったとしても、保護者がその状況をなかなか理解できなくて、生徒だけでやらなくてはいけない。そうすると、学校が対応しなければいけないというところで、実際にどの程度の困難さがあったのか、どの程度の課題があったのかということを、入学者選抜を実施する高等学校の担当の方も知っておくべきだと思うのですが、その辺の情報はどの程度入っていて、具体的にどんな対応があったのかということを、まず聞かせていただけますか。

高校教育課長 インターネット出願システムについて、一昨年度に導入したときには、マニュアルが多言語版を作るところまでいってなくて、ルビ付きのものしかなかったので、そこではかなり支援が必要で、中学校で支援していただいたり、それから直接、教育委員会の窓口に来ていただいて、高校教育課の課員が支援をしたこともあります。あとは、支援してくださるNPOなどにもご協力をいただいて、出願について支援をしてもらったという実情はあります。昨年度は10言語の多言語版のマニュアルを作成して、そちらを使っていただきました。時期になりますと、たくさんの方からお問合せがあって、高校教育課の課員がゆっくり日本語で説明をしたり、支援者の方が近くにいれば、支援者の方に代わっていただいて説明したりという支援は行っておりますけれども、マニュアルの多言語版ができたことで、一昨年度に比べれば相談件数は少なくなっているかと把握しております。

笠原委員 高校の選択肢が増えることによって、多様な生徒達が自分の希望に応じて、選択できるようになっていくわけですが、大体このようなマニュアルを作るときは、日本の生徒のことを念頭に置いてというのは当然のことになるわけですが、やはりそのプロセスの中で、外国につながるのがある生徒の状況を踏まえて、例えば人の配置というか、高校側としての支援は必要になってくるのではないかと思います。聞くところによると、例えば県に電話をしても、担当の電話が一本しかないから、待たされてしまったり、お子さん達の不安や保護者の方が非常に不安に思ったということがあるようです。全ての生徒、保護者の方々が安心して、新しいシステムであったとしても対応できるようにしていくというのは必要なかと。マニュアルを配って終わりではなくて、マニュアルがあることはもう大前提であって、マニュアルがあったから、ではできるかという、なかなかそうはいかないわけですから、サポートなどについてはどのようにお考えですか。

高校教育課長 外国につながるのがある方向けの、対面での説明なども行っていますので、そこにはNPOの支援者の方にも来ていただいて対応していますので、引き続きそういった対応を丁寧にしていきたいと考えています。

笠原委員 また今年度の状況がどうであったかというのは、そのときに伺いたいと思いますので、現場の状況もきちんと踏まえていただいて、適切に対応をお願いしたいと思いま

す。

下城委員

他にいかがでしょう。

今の件で少しだけ思ったのですが、インターネットに通じているという意味では、我々よりも、むしろ外国の方の方が通じておられるということはあるのかと思うのですが、なぜインターネット出願が難しいのかということの一つは言語の問題ですけれど、もう一つ、日本の出願書類の様式が、あまりにも日本人でも難しいというようなことが一般的に言われていると思うのですが、やはりそうなのですか。

高校教育課長

インターネット出願システムは、元々、紙の願書で出願していたものを、そのままインターネット出願できるように移行しているので、紙の出願の頃から何か大きく変えたということはないです。

下城委員

私も横浜国立大学で長年入試をやってきましたけど、やはりどうして実施要領は詳しく書いてあるので、日本の方でも、保護者と一緒になって、受験者が一生懸命、高校の先生も一緒になってやっても難しいのではないかという。大学の場合は、たくさん出願しますから、それぞれが違うということもありますし、何とかならないものでしょうか。

それから、私からも一つだけ追加で確認をさせてください。3/7ページ、中途退学者募集のところなのですが、これは一見すると麻生総合高校は再編・統合によるのでしょうけれど、募集がなくなったように見えるのですが、これは確か実際に中途退学される生徒は、この募集ではない他の募集で改めて学校に入り直しているということだったと思うのですが、そこだけ確認をさせてください。

高校教育課長

中途退学者募集は、1校がなくなるのですけれども、ここ数年の中途退学者募集の志願状況としては、令和7年度入学者選抜は1名、令和6年度入学者選抜は1名で、少数になっているということ。それから、他の中途退学者募集の学校があと3校ありますけれども、横浜地区、川崎地区、県央地区に各1校ということで、県内には置かれているということ。それから今、下城委員からありましたように、全ての県立高校において編入学の選抜の機会を確保しているということなどから、中途退学者募集の実施校が3校となる状況であっても、再入学を希望する志願者の選択肢が減ることの影響は抑えられているのではないかと考えております。

下城委員

ありがとうございます。

他にいかがでしょう。

常陸委員

在県外国人等特別募集について伺いたいのですが、これまで全日制の専門学科では実施されてこなかった理由と、今回、初めて神奈川県で募集を始めるということで、その辺りの課題性がどのように解決されて、今回、募集開始に至ったのかを教えてくださいませんか。

高校教育課長 先ほどもご説明したところなのですが、まず、在県外国人等特別募集実施校は、横浜南西地域でもう1校設置したいと。横浜南西地域に2校しかないところで、在県の方の倍率が、地域別に見ても高くなっているというところがありました。そこで、ただ枠を設定するだけではなくて、多文化教育コーディネーターの配置や、支援実績があるところを活用したいということもあり、見たときに、いくつか選択肢がある中で、磯子工業高校については支援実績もあり、そして、専門学科はこれまで神奈川県では設置してこなかったのですけれども、そのことについてはどうかという検討で他県の状況を調べたところ、千葉県、東京都、愛知県などでも、全日制の工業科で特別募集を行っている状況もありましたので、これから在県外国人の労働者の方も神奈川県にはたくさんいらっしゃいますし、その中で、一緒に製造業や建設業などで、指導的な立場に立てるような人材の育成にもつなげていけるのではないかと考えて、今回工業科に設置しようということに至りました。

常陸委員 受入れのベースが整ってきたという理解でよろしいですか。

高校教育課 初めてのことになりますので、教育委員会としても支援しながら、整えていきたいと考えております。

下城委員 他にいかがでしょうか。

佐藤委員 先ほどの中途退学者の募集のことなのですが、麻生総合高等学校を実績として1名程度という説明だったので、中途退学者の方は、中学校在籍者と違って、なかなか情報が届きにくい状態にあると思いますので、1名は確かに少ないとは思いますが、潜在的には、もう1回高校に入り直して勉強したい子や、した方がよいという子もいると思いますので、広報の方法を工夫していただくよう、よろしくお願いします。

高校教育課長 麻生総合高校で1名ではなくて、中途退学者募集全体の中で1名ということでした。

佐藤委員 承知しました。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 私も中途退学のことではなっているのですが、児童生徒の文部科学省の調査の中で、中途退学者の数がここ数年、少し増えている状況があると思います。中途退学した学生がこういう形で、中途退学募集に入ってくる生徒だけではなくて、逆に言うと今、佐藤委員がおっしゃったように、結局何もしない、その次の手段を取らない生徒がいることになります。そうすると、その辺りのフォローがなかなか難しいというか、結局のところ、せっかく高校に入った、でも合わなくて退学してしまった等、中途退学をできるだけ防ごうとやってきたはずなのだけれども、実際にそれが少しずつ

増えてきている中で、中途退学のお子さん達の状況は、どこまで把握できているのかというのはなかなか難しいところですか。

高校教育課長 県立高校の場合には、中途退学した生徒に、退学しても次の進路についてはいつでも相談しに来てくださいということは伝えていて、学校に相談しに来てくれた方については、いろいろなことを紹介していけると思います。ホームページ等でも、もちろん情報は出しているのですが、あとは、出身中学の方に相談に行く方もいるのではないかとと思いますが、なかなか連絡が切れてしまうと難しいところはあるということは課題に思っております。

笠原委員 どこまで行政が支援するかというところは難しいと思うのですが、昨年度、茨城県立水戸第一高校に行ったときに、高校を卒業して、大学にうまく入れなかった生徒達が、高校に戻ってきて勉学をするつながりがあるという、いろいろな状況がある中で、中途退学した学生達が次の自分のキャリアを積んでいくためにも、そこで適切な支援や協力が、その人達の新しいステップにつながっていくことを考えると、何かそういった対応をもっと積極的に打ち出していく必要性もあるのではないのかと。それこそ、もうそういう年齢ではないのだと切ってしまうのは簡単ですが、本来であるならば、在籍しているお子さん達がいろいろな状況で退学せざるを得なくなってしまうということを考えたときに、どこまでセーフティーネットをやっていけばよいのかという問題にもなってくるかと思うのですが、先ほどの佐藤委員の話ではないですけど、できるところは積極的にどんどん広報をして、もう少し丁寧に対応していく必要があるかと思っています。

下城委員 今の笠原委員のご発言に少し付け加えます。茨城県立水戸第一高校は、最初から「三年制ではなくて四年制だ」とうたっていて、トップ大学を受験する方も多いで、浪人生もいるわけですが、「いつでも帰ってこい」ではなくて、「4年目も面倒を見るから」ということを、最初からポジティブに言っている。だから、だめだったけど相談に来たというのではなくて、続けて相談に来られるというマインドを、生徒も先生も作っているのだと思います。私はこの3月で定年退職をしましたが、大学と縁が切れたというのではなくて、名誉教授にしてもらえました。そうすると、終身で図書館も使えるし、いつでも来てよいという、部屋もあるという。少し思っただけで、「名誉生徒」。退学したからと言って、もう扱わないというのではなくて、どういう理由であれ、退学したとしても、「君はここに在籍した生徒だからいつでも来てよいよ」という、「名誉生徒」というのは変かな。名誉教授の集まりで、いつでも大学の図書館を使えるというのがとても嬉しいというのを、口をそろえて皆が言ったのです。だから、そういう何かポジティブな、「神奈川県は面倒を見ますよ」というのがあっても、アイデアとしてはよいのかなと少し思いました。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長 それでは、ただいまの臨教第6号議案から臨教第8号議案までの各議案について、原

案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 それでは次に、日程第2の報第3号に移ります。

報第3号 神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について
説明者 吉野学校支援課長

学校支援課長 ファイル05をお開きください。報第3号「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について」ご説明します。本件は、下の表に記載の3名について、新たに調査会委員に就任したため、報告するものです。

2/3ページをご覧ください。「1 神奈川県いじめ防止対策調査会の概要」の下段に記載のとおり、現在の委員の任期は令和6年4月26日から2年間ですが、「2」の「(1)」に記載されている3名については、任期途中で退任することとなったため、改めて同団体から後任者として、「(2)」に記載されている委員3名の推薦があったものです。

3/3ページをご覧ください。こちらは新旧委員名簿になります。今回の交代により男女比率は変わらず、表の下に記載のとおり、女性委員の比率は60%となります。

説明は以上です。

下城委員 それではご質問がありましたら、お願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではご質問がないようでしたら、報告は以上とさせていただきます。
次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

報告1 令和6年度卒業式及び令和7年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について
説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル06をお開きください。「令和6年度卒業式及び令和7年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」ご説明します。学習指導要領には、入学式や卒業式などにおいて、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するもの」とす

る。」とあります。

まず、令和6年度卒業式の状況ですが、全ての県立学校及び公立小・中学校における国旗掲揚の実施率は100%で、全ての学校において国旗が掲揚されました。

また、県内の全ての県立学校及び公立小・中学校で、国歌を斉唱しました。

また、式次第の中に位置付けた国歌斉唱時の教職員の状況については、〔令和6年度卒業式〕の「3」に記載したとおり、県立高等学校では、令和5年度卒業式においては、1校2名の不起立の教職員がいましたが、令和6年度卒業式においては、1校1名の不起立の教職員がいました。

次に、令和7年度入学式の状況ですが、全ての県立学校及び公立小・中学校における国旗掲揚の実施率は100%で、全ての学校において、国旗が掲揚されました。

また、県内の全ての県立学校及び公立小・中学校で、国歌を斉唱しました。

また、式次第の中に位置付けた国歌斉唱時の教職員の状況については、〔令和7年度入学式〕の「3」に記載したとおり、県立学校では不起立の教職員はおりませんでした。

2/3ページ以降については、県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、公立小・中学校における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況を記載したものです。後ほどご覧ください。

なお、県立学校における国歌斉唱時の不起立者の把握については、不起立であった教職員の人数に加えて、氏名及び指導経過についても、引き続き学校側に報告を求めています。

県教育委員会としては、現在こうした不起立があった際には、当該の学校の校長に適切な指導・助言を行うとともに、不起立者本人に対しても指導を行っておりますが、今後も引き続き粘り強く指導していきたいと考えております。

「令和6年度卒業式・令和7年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱について」の報告は以上です。本日の報告資料については、5月1日、教育委員会のホームページで公表する予定です。以上です。

下城委員

それでは質問がありましたら、お願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質問がないようでしたら、報告を以上とさせていただきます。

ご質問がなければ、協議・報告事項の報告2に移ります。

報告 2

教育委員会不祥事防止取組方針について

説明者 飯田行政課長

行政課長

ファイル07をお開きください。「報告2 教育委員会不祥事防止取組方針について」ご説明します。

1/25ページ、下段をご覧ください。本日の説明事項です。本日は記載の4点について、ご説明します。なお、01から03については、3月教育委員会臨時会でご説明して

いる部分が含まれますので、主な部分についてのみご説明をします。

2/25ページをご覧ください。懲戒処分の方況です。資料下段をご覧ください。県教育委員会における懲戒処分の推移です。平成18年度からの推移を示しています。ご案内のとおり、令和5年度は件数が大幅に増加し、令和6年度、昨年度は減少しているという状況ですけれども、不祥事根絶には至っていない状況です。この推移の棒グラフをご覧くださいと分かりますとおり、懲戒処分が減少した翌年度、増加する傾向が見受けられるところです。私どもとしましては、件数増減に一喜一憂することなく、不祥事根絶に向けた取組をしっかりと継続して行っていく必要があると考えています。

3/25ページをご覧ください。事案別、雇用形態別、県立・市町村立別の処分件数を記載しております。懲戒処分における性暴力等事案の割合が高い。また、経験の浅い教職員の割合が高いという状況は、過去5年間変わっておりません。資料下段に記載のとおり、県立・市町村立の懲戒処分の件数を見ますと、令和6年度は、県立学校事案が減少した一方で、小・中事案が増えているという状況です。

4/25ページをご覧ください。昨年度に実施した懲戒処分10件の類型別の内訳です。性犯罪・性暴力等事案が4件、交通事故が1件、不適切な成績処理等、学校事故が合計5件です。具体的な内容については資料記載のとおりです。

資料下段、教育委員会の取組方針ですけれども、5/25ページをご覧ください。資料上段で、県教育委員会不祥事防止取組方針の構成について、ツリー図でお示ししています。県教育委員会では、令和2年度に設置した「わいせつ事案防止対策有識者会議」の提言に基づく取組の推進と、臨任・経験の浅い教職員の不祥事防止を大きく二つの柱として掲げ、資料記載の取組を実施しています。ツリー図では、提言・方策、また令和6年度に拡充した取組について、記載しております。

令和6年度に新たに実施した取組については、6/25ページに基づいてご説明します。こちらでも3月教育委員会臨時会で一部報告しておりますけれども、令和5年度、性暴力等事案の急増を受けまして、令和6年度から実施した新たな取組について、四つ記載しております。そのうち、主な項目2点についてご説明します。上段の左の始めに、効果検証ですけれども、先ほど申し上げた、令和3年度有識者会議提言を踏まえて実施した取組の効果検証。また、次にモデル校の実証として、有効な不祥事防止策を検討するためモデル校を指定しての取組などに、新たに昨年度取り組みました。資料下段、効果検証の流れについて、簡単にご説明します。具体的には、過去10年間分の懲戒処分の傾向分析。また、他都道府県及び団体等のヒアリング調査。また、教職員向けアンケート調査、有識者の意見聴取等効果検証を行いました。

7/25ページ、効果検証のまとめを記載しております。性犯罪と懲戒処分の分析結果としては、20・30代の若手教職員が多い、校内での性犯罪が4割あったという状況です。教職員アンケート結果では、全体的に処分の状況や県取組の状況の認知度が低いという状況。また、効果的な不祥事防止の取組としては、短時間での効果的な研修を望む声が多かったという状況でした。下段で、モデル校での実施事業の三つの取組を記載しております。三つ具体的に申し上げますと、一昨年度、週休日に特別教室で性暴力等事案が発生したことを踏まえ、校内でのわいせつ防止を推進するという観点から、空き教室の鍵の徹底管理を踏まえて、電子キーボックスの試行導入。また、性犯

罪について若手職員等が多いということから、不祥事の発生率が高い年代の職員による研修の企画実施。また、同僚職員の怪しい行動を見かけた際の管理職への報告を促すという観点から行動経済学の視点を活用した、不祥事防止啓発資料の作成などに取り組みました。この三つの取組について、県立学校2校をそれぞれモデル校として指定して取組を実施しました。

その効果検証や、モデル校での実証等の取組を踏まえた令和7年度以降の取組方針について、8/25ページに記載しています。

9/25ページで、令和7年度以降の取組方針について記載しておりますので、ご説明します。基本方針です。有識者会議の提言を踏まえた取組の基本的な方向性は、継続したいと考えておりまして、先ほど申し上げた、令和6年度に実施した効果検証やモデル校での取組効果を踏まえた対策を、新たに追加して実施することとしたいと考えております。また昨年度、市町村学校の処分事案が増加したことを踏まえ、各市町村教育委員会を訪問し、市町村教育委員会の人事担当課長との意見交換を通じ、各市町村教育委員会の不祥事防止取組について共有するとともに、市町村教育委員会の要望等を踏まえた、県教育委員会の不祥事防止取組の推進を図っていきたいと思っています。資料下段です。効果検証を踏まえた取組ですけれども、取組の認知度が低かったということなどを踏まえまして、毎月発行している不祥事防止啓発点検資料を活用した県の取組内容の定期的な周知、また、短時間での研修を希望する教職員が多いということなどを踏まえまして、処分の概要ですとかルールを説明する、短時間での映像資料の作成などに取り組んでいきたいと思います。

10/25ページをご覧ください。モデル校での実施を踏まえた取組ですけれども、校内でのいじめ事案防止の観点から、空き教室の鍵の管理方法ですとか、高リスクの場所の把握など、不祥事防止会議において各学校の取組を推進いただくよう、県教育委員会としてもその取組を支援していきたいと思います。また、年代別研修については、アンケート結果を見ますと、啓発効果は高いと確認された一方で、教職員の負担を訴える声があったことから、県教育委員会では、学校の取組を支援するという観点で必要な資料等の提供を進めていきたいと思います。資料下段には、取組方針の策定スキームの変更について記載しております。毎年度、不祥事防止取組方針を定めていたところですが、変更理由に記載のとおり、不祥事防止等取組方針を複数年度化することで、各学校での、中長期目線での取組の推進と事務の省力化を図っていきたいと考えておりまして、具体的には今年度定める取組方針から、令和7年度から9年度までの3カ年の取組方針としたいと考えています。

11/25ページで、令和7年度以降の不祥事防止取組方針をツリー図で記載するとともに、令和7年度以降の新規の拡充取組について、記載しております。

12/25ページ以降で、不祥事防止取組方針、3か年の取組方針について、記載しております。黄色マーカー部分が従来から変更の内容ですけれども、後ほどご覧ください。

私からの説明は以上です。

下城委員

それでは、質問がありましたらお願いします。

笠原委員 以前に指摘をした市町村対応の部分で、各教育事務所に、校長を退職された教育指導員の方がいて、その教育指導員の方が不祥事防止の研修会で、各学校からの要請に応じて対応している部分で、要請の状況をまず実態把握していただきたいということと、実際にどの程度活用されているのか、その辺の効果・成果、そして今後、その辺りの活用について、どのように捉えているのかを教えてください。

行政課長 昨年ご指摘をいただき教育事務所に確認したところ、教育事務所によって実施時期等は違っておりますけれども、基本的に今おっしゃった校長ＯＢの方が、不祥事防止の指導員として、夏休み期間中等を活用しながら、基本的に各学校１校を回っているという状況を確認しています。その内容については、各学校と話しながら具体的な不祥事防止の研修を行っている。県教育委員会が作っている不祥事防止啓発資料を活用しながら、各学校に出向いて、不祥事防止の指導をしていると承知しています。今の教育事務所の不祥事防止の指導員の状況は、今申し上げたとおり、県教育委員会の作った不祥事防止取組資料を、県、市町村で活用しているかと思ったのですが、昨年度、市町村立案の内容が非常に多くなったということ踏まえて、当然、市町村立案を踏まえて啓発資料を作っているのですが、今後私が直に市町村教育委員会とお話することによって、具体的にこういった不祥事防止の資料があった方がよいとか、具体的に要望や課題があるかと思うのです。そういった部分を把握しながら、その結果を実際、教育事務所等にフィードバックすることによって、不祥事防止の指導がより効果的になるような形で取り組んでいければと思っております。

笠原委員 よろしくをお願いします。

下城委員 他はいかがでしょうか。

吉田委員 7/25ページの事案の分析結果に、20・30代の若手の職員が多い、過去の云々とあり、3番目に、加害教員の特徴として「自己中心的」。これは分かるけど、「断れない性格」というのはどういう意味を指すのだろう。

行政課長 例で申し上げますと、性暴力の事案で端緒になるのが、SNSをきっかけに私的な相談をすることによって性暴力にいく。当然私どもは、LINE等のSNSは禁止ですと言っているのですが、先生にだけ、他の先生に言えないからSNSを交換して内々に相談したいと、本来であれば、自分は駄目だと分かっているのだけれども、生徒が他の先生がいなくて自分を頼っているという観点で断ることができず、SNSを交換して、最初は相談をしているのですが、だんだん親近感が増えてきて性暴力になっていると。そういった断れないという部分です。

吉田委員 生徒からいろいろな相談を受けるにあたって、だんだん個人的な相談内容になっていくことを断れなかったという意味。

行政課長 そうです。SNSの交換によって、なかなか教室では言えないなどだと思うのです。

けれども、SNSで。

吉田委員 私はこれだけ見たときに、いろいろな仕事、問題などを、周りの先生、校長、教頭などから、いろいろな形で頼まれて、その部分を断れなくて、いっぱいいっぱいになり、そういう仕事上のストレスを発散するという意味ではないのか。

行政課長 分かりづらくて申し訳ありません。そういった意味ではないです。委員の心配を別の部分で申し上げますと、教職員アンケートの中で、仕事が忙しいからなかなか周りに相談する余力がない、余力がないという空気がないと。だから、風通しが良い職場づくりを求める声が多かったというのは、仕事の多忙もありますけれども、教員の余裕のなさというか、相談しにくいという部分もあると、教職員アンケート結果では分析しております。

吉田委員 続けてよいですか。よく世間で、何かしらいろいろな破廉恥な行動になったときに、その原因は何ですか、いろいろな仕事上のストレスが、などいろいろなエクスキューズを言うではないですか。そのような一環だとしても、可能性としてはないわけではないでしょうけれど、少なくとも今の表現の中で、忙しくて相談するゆとりがなくて、ある意味での個人的なその人、加害者だけのことというよりは、もう今の時代は、個人ではなくシステムとして改善していきましょうという時代になってきている。すなわち、私が強調したいのは、何でもかんでも個人的ないろいろな問題ではなくて、相談ができなかったときに、周りが果たして相談してもらいやすいような体制にあったのかどうかということを十分に検討しなくてはいけない。だから、個人のものから、組織的なものに関していろいろやっていきましょう、例えば我々が取り組んだ中に、クローズドになるような教室はやめましょう、全部ブラインドではなくて一部は明るくしていきましょう、あるいは個室の中で鍵のかかるところなどを失くしましょう、といろいろな取組があった。組織としてやっていくのだということと、本人だけではなくて、周りが相談を受ける体制があったのか、ないのかということをも十分考えていく。私は何度も表現するときに、病院の中の不祥事で、看護師、看護助手が、殺人事件を起こしたような事案があった。そういったときなどでも大事なことのポイントは二つだけ。孤立させない。そして、行動化を言語化へということ。行動化というのは、そういったような行動に起こすという意味です。その一步手前に聞く体制にあって、そしてそれを言葉に表現して、「ああ、そういうことを悩んでいるのか」「そういうことが大変なのだ」ということをどれだけやるか。すなわち、本人だけを責めるのではなくて、周囲の環境をいかにやっていたか、その土壌づくりをいかにやっていたかという時代がもう求められるようになってきたので、是非、そんなスタンスで、周りも校長先生などが積極的に相談事を聞く。そういった形で孤立させない、そういった基準でやってほしいと感じた。

行政課長 まさに委員のご指摘のとおりで、効果検証のときに、有識者の方からも、やはり周りの環境が重要だと。今回のモデル校の中で、行動経済学を活用した危険行為の通報の促進というのは、周りが何か気づいたときに報告しやすいなどです。また、委員の

おっしゃった、校長先生などに相談しやすい職場づくりが必要だと思いますので、ご意見を踏まえてしっかり取り組んでいきたいと思っています。

吉田委員 もう一言だけ。それに対しては、やはり明るい雰囲気が必要なこと。「おはようございます」「お疲れ様」から、お互いの声かけのついでに行くから。ゼロからの相談はなかなか言い難いので、「おはようございます」「お疲れ様」「なんか顔色悪いよ」、そんなところから「いや実は」という形につながっていきやすいので、その辺のところをきちんと培う土壌を作ってほしいと思います。

常陸委員 ナッジを活用した、早期報告を啓発する資料を作成して、職員の方に配付する施策を今後進めるといことなのですけれども、この対象に例えば、児童生徒にとっても相談しやすい体制があるかどうかは、すごく不祥事防止の観点からは大きなことだと思うのですが、この辺りの生徒への働きかけと言いますか、今回、拡充をしたような点がもしありましたら教えていただけますでしょうか。

行政課長 生徒に対する働きかけ、今までの事案でも、被害を受けている生徒がなかなか相談しにくい。いろいろな部分で、担任の先生にもなかなか言いにくいという事案が場合によってはあるのかと。これは、性暴力以外のセクハラの関係でもそうかと思っています。拡充した取組はないのですけれども、相談しやすい窓口の周知は非常に重要だと考えていまして、生徒が見やすい昇降口や職員室の近くなどに、相談窓口の連絡先など、それも学校だけではなくて、複数の窓口を提示することによって、また、窓口は電話ではなくてもSNSでもできると、そういった相談窓口を年度初めに学校が周知していることが多いです。今後、そういった取組をしっかりと継続していきたいと思っています。

常陸委員 もう一点なのですけれども、2/25ページのところで、「体罰等」と「交通事故・違反等」と「その他」の表の色の分け方です。全部、同じようなグレーに見えるのですけれども。皆さん、差は分かりますでしょうか。

行政課長 少し見づらい形で。

常陸委員 そうですね。「その他」がどこだか少し分かりづらいところがありましたので。

行政課長 反映させていただきます。より見やすい形で。申し訳ありません。

常陸委員 修正いただけるとありがたいです。

下城委員 今の二点に関連して、私からもよろしいですか。不祥事、特に性暴力関係の不祥事については、先ほどの説明の中に、県の取組を市町村でも十分認知してもらうということがありましたけど、もう一つ。我々は、教育委員会声明も出しましたが、教育公務員は他の公務員以上のより高い倫理性を求められるという、それは、学校という

ものがそもそもそうです。生徒にも、学校はそういうところなのだというのを、十分に理解してもらわなくてははいけない。先ほどの、相談を断りにくいということによく聞くのは、恋愛相談を生徒から先生に持ちかけてくる。一応、先生と生徒の関係をフレンドリーにしようという先生ほど、そういうものについついのってしまう。のってはいけないのですが、よくドラマなどでも恋愛相談にはのらないようにと言っている学校があるみたいな、やっていますけれども、ついついのってしまうことが導火線になってしまうことがあると思うのです。だから、生徒も先生には恋愛相談をしては駄目なのですよと言う。そういうところではないから、学校は勉強するところだからという意識啓発。これは学校全体で生徒にも必要。学校全体で倫理性を高めることが、やはりどうしてもなくてははいけないのだと思うのです。そういうことも含めての取組を、是非考えていただけないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

行政課長

まさしく教員に対する生徒に対して、相談窓口ではないですけれども、教員とのSNSが禁止されているので、そういった部分の生徒に対する啓発も必要だと思っていてまして、昨年度、一つ課題に思っている中で、やはり学校の中で、例えば、年度初めの始業式等で、学校のルールを周知している学校もあると承知しています。より多くの県立学校でそういった取組を進めていけるように、私どもとしても、教員だけでなく生徒に対しても、しっかり周知していただく。学校現場で、相談窓口はここですよ、SNSはできませんけれども、直接話すことができないのであれば、Googleのクラスルームを使ってインターネットできちんとできるのですよと、そういった代替手段を示しながら、生徒の相談に対して寄り添う姿勢やルールの徹底について、しっかりと推進していきたいと思っております。

下城委員

他にいかがでしょうか。

笠原委員

先ほどの市町村の研修のところで、OECDのTALISという教職員への調査があつて、直近の調査の結果を見ると、神奈川県ではなく全体的な傾向として、教職員の研修に対する意識が非常に低い状況が特徴的なこととして挙げられていて、働き方改革と合わせて考えると、どこを削るという言い方は良くないのですが、どこに中心を置きながら、学校の先生方の業務の改善を図っていくかという視点の中で、研修が、意外に先生方もあまり積極的でないし、そもそも総合教育センターへの自己研修の受講の割合も非常に低いということを伺っていて、やはり研修に対する意識そのものが育っていないように感じます。研究と研修は実はセットであつて、研究についてはものすごく熱心に学校は取り組むのですが、もう一方の研修が弱いのです。それは管理職そのものも、やはり研修の部分の捉え方はすごく薄いので、いろいろな部分で必要性を説いていかないと、なかなか人事でこれをやりましょうと、不祥事防止でやりましょうと言っても、そもそものところが耕されていないと、なかなか入っていかないという状況もあるかと思うので、その辺りも共有していただきながら、本当に意味のある研修の実施に努めていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

行政課長 まさしく委員のご指摘のとおりで、様々な、教員その他、働き方改革もありますけれども、いろいろな研修がやはり求められている。先ほど教員から短時間の研修を求めるとありましたけれども、その教員の意識の中で、「また不祥事の防止の話か」と、するとなかなか時間が取れない。いかに効果的な部分で、かつ、下城委員、笠原委員も言っていましたけれども、倫理感をしっかり持っていただく、ピンポイントで刺さるような研修を、いかに効果的にやっていくのか。昨年度から、総合教育センターでの冒頭で、短時間でやってきましたが、そういった部分で短時間でも心に刺さるような、印象づける、自分の立場をしっかりと認識したような研修をやっていくと。これは私どもとしても、研究していくしかないと思いますので、改めてご意見をいただきましたので、引き続きしっかりやっていきます。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、他にご質問がないようでしたら、報告は以上とさせていただきます。

次に、臨教第9号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監（働き方改革担当）、教育参事監（学校教育担当）、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、県立高校改革担当課長、行政課長を指定します。

（10時30分非公開の会議に入り、10時35分公開の会議に戻る）

教育長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、これにて閉会とさせていただきます。

＜非公開会議審議等結果＞

日程第 1

臨教第 9 号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。